

-

地域包括支援センター（３か所）	鷲ヶ峯地域包括支援センター、レストア川崎地域包括支援センター、フレンド神木地域包括支援センター
文化・スポーツ施設（２か所）	宮前市民館菅生分館、宮前スポーツセンター
障害者相談支援センター（１か所）	地域相談支援センターれもん
こども文化センター（４か所）	蔵敷こども文化センター、菅生こども文化センター、平こども文化センター、白幡台こども文化センター
老人いこいの家（３か所）	鷲ヶ峰老人いこいの家、平老人いこいの家、白幡台老人いこいの家
子育て施設（２か所）	地域子育て支援センターすがお、 地域子育て支援センターたいら
他都道府県からの緊急消防援助隊の活動拠点及び通常時の防災教育施設（１か所）	消防訓練センター

(5) 避難所・広域避難場所

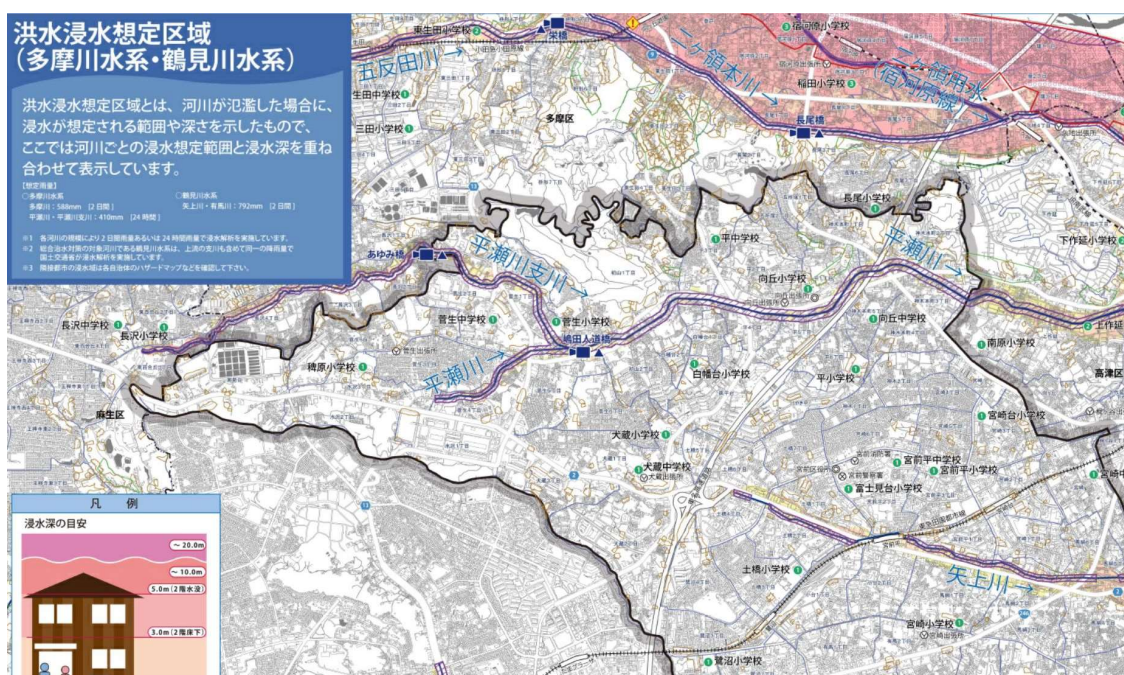
- ・ 避難所(指定避難所)は、家屋の倒壊や焼失など自宅で生活できなくなった方が、一定期間避難生活を送る場所であり、市内の市立小中学校等から指定しており、向丘地区には11か所あります。(風水害などの災害時に命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難場所でもあります。)
- ・ 広域避難場所は、大火災など広域的な被害から避難する場所で、向丘地区周辺には、生田緑地と緑ヶ丘霊園・県立東高根森林公園の2か所があります。
- ・ 向丘出張所は、風水害時の緊急避難場所としての活用がされています。



川崎市防災マップ宮前区版

指定避難所（１１か所）	稗原小学校、菅生中学校、菅生小学校、犬蔵中学校、犬蔵小学校、 白幡台小学校、平小学校、平中学校、向丘小学校、向丘中学校、 長尾小学校
広域避難場所（２か所）	生田緑地、緑ヶ丘霊園・県立東高根森林公園

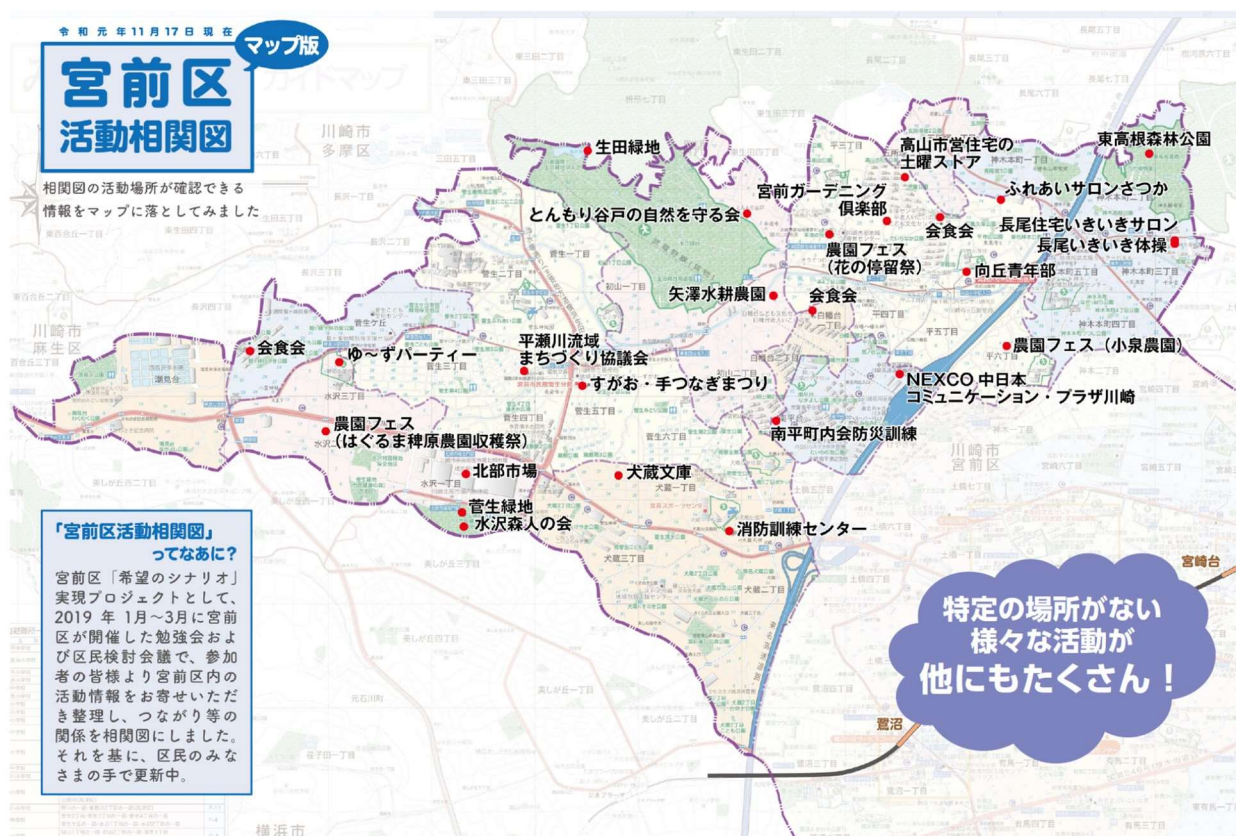
- ・ 向丘地区は平瀬川や平瀬川支川が流れ、また、土砂災害警戒区域等も多数あるため、各種災害に注意する必要があります。



川崎市洪水ハザードマップ宮前区版

(6) 地域活動等の状況

- ・ 向丘地区では、地域資源を活かした活動や、起伏に富んだ地形により外出が困難な高齢者への買い物支援、コミュニティカフェ等、様々な主体が地域の特色を活かし課題解決に向けた活動を行っています。
- ・ 平成30(2018)年度に、宮前区役所と区民の協働により、地域の活動が見える化した「宮前区活動相関図」を作成しました。コミュニティカフェ等、相関図に記載しきれていないものも多くあり、地域活動が活発な地域です。
- ・ また、令和2(2020)年7月から、区内の活動や情報等を町名ごとに検索して閲覧できる宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」を公開しています。サイトの運営にあたっては、活動取材して記事を執筆したり、地域活動の情報を更新したりする「ご近助コンシェルジュ」という仕組みを設けており、向丘地区には4名(令和3(2021)年9月現在)のコンシェルジュが活動しています。



宮前区活動相関図

地域資源の一部

東高根森林公園、ふれあいサロンさつか、長尾住宅いきいきサロン、長尾いきいき体操、向丘青年部、小泉農園、花の停留所、高山市営住宅の土曜ストア、会食会、宮前ガーデニング倶楽部、生田緑地、とんもり谷戸の自然を守る会、矢澤水耕農園、平瀬川流域まちづくり協議会、すがお・手つなぎまつり、南平町内会防災訓練、いぬくら子ども文庫、消防訓練センター、ゆ〜ずパーティー、はぐるま稗原農園収穫祭、北部市場、菅生緑地、水沢森人の会



宮前区ご近所情報サイト「みやまへご近所さん」

コラム

～地区のルーツ～

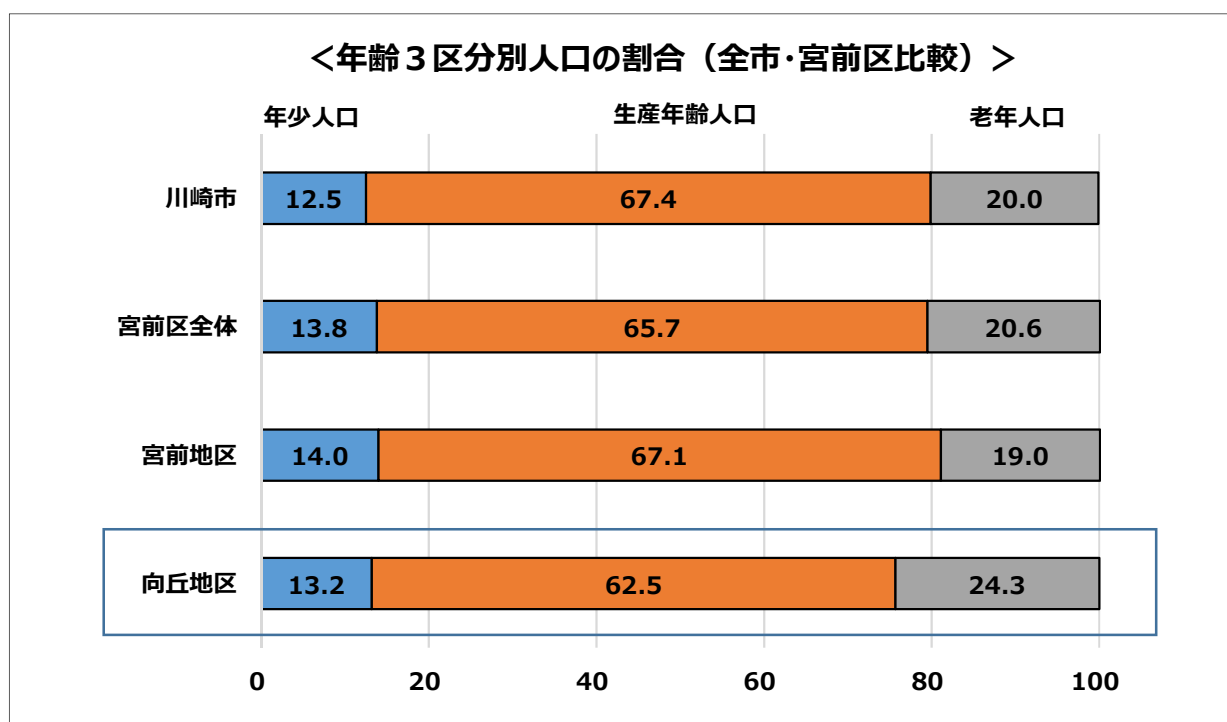
～ 向丘・向ヶ丘（むかおか、むかいがおか）の呼び名の由来 ～

明治 22（1889）年に平、長尾、菅生、上作延の 4 村と下作延村の飛び地を合併して向丘(むかおか)村が誕生しました。呼び名の由来は諸説ありますが、村名は平安時代の 6 歌仙の 1 人、小野小町の「武蔵野のむかひの岡の草なれば根を尋ねてもあはれとぞ思ふ」の歌にちなんで、旧長尾村の鈴木久弥村長が命名したそうです。古くから「たまの横山」「向かいの丘」と呼ばれていた多摩丘陵の美しい風景から生まれた地名です。

やがて昭和に入り、戦争が近づくとも帯は軍用地として接收され、昭和 26（1951）年に返還される時に、旧向丘村内の土地には「向ヶ丘(むかいがおか)」という大字が付けられました。その後の区画整理などで、宮前区には町名としての「向ヶ丘」は無くなりましたが、今でも地区や施設の名称に「向丘(むかいがおか)」や「向ヶ丘(むかいがおか)」が広く使われています。なお、「向ヶ丘（むこうがおか）」の読みは、小田急線の向ヶ丘遊園駅の開発に合わせて登場したといわれています。

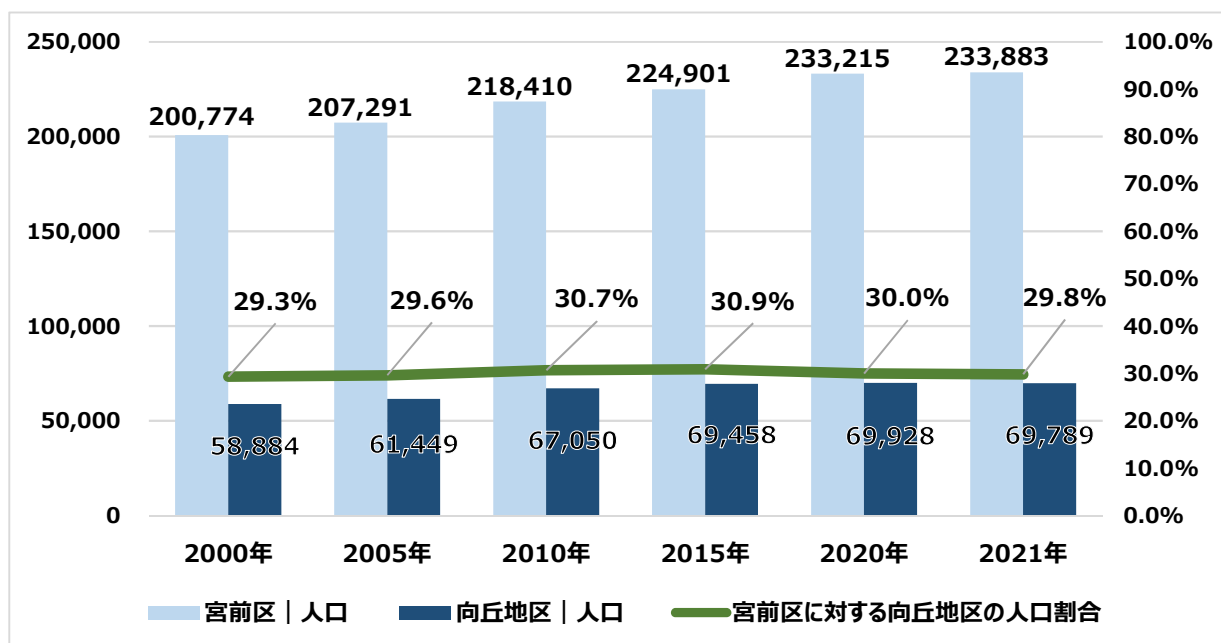
3 人口構成、将来人口推計、人口密度

- ・ 令和3(2021)年 10 月 1 日時点で、宮前区の人口は 234,528 人(世帯数 103,608 世帯)となっています。また、地区ごとでは、宮前地区は 164,845 人(世帯数 74,084 世帯)、向丘地区は 69,683 人(世帯数 29,524 世帯)の人口となっています。
- ・ 宮前区は、年少人口(0～14 歳の人口)の割合が市内で最も高く、転入も多い状況となっています。
- ・ また、宮前区の年齢3区分別人口の割合から、令和3年6月末日現在、向丘地区の老年人口は宮前地区と比べ 5.3 ポイント高く、全市平均(20.0%)より4.3 ポイント高い状況となっています。



「町丁別年齢人口」（住民基本台帳による、令和3年6月末日現在）

- 向丘地区は、平成12(2000)年から5年ごと及び直近の令和3(2021)年の人口の推移から、宮前区全体の人口と同様、増加傾向でしたが、平成27(2015)年以降は横ばいが続いています。

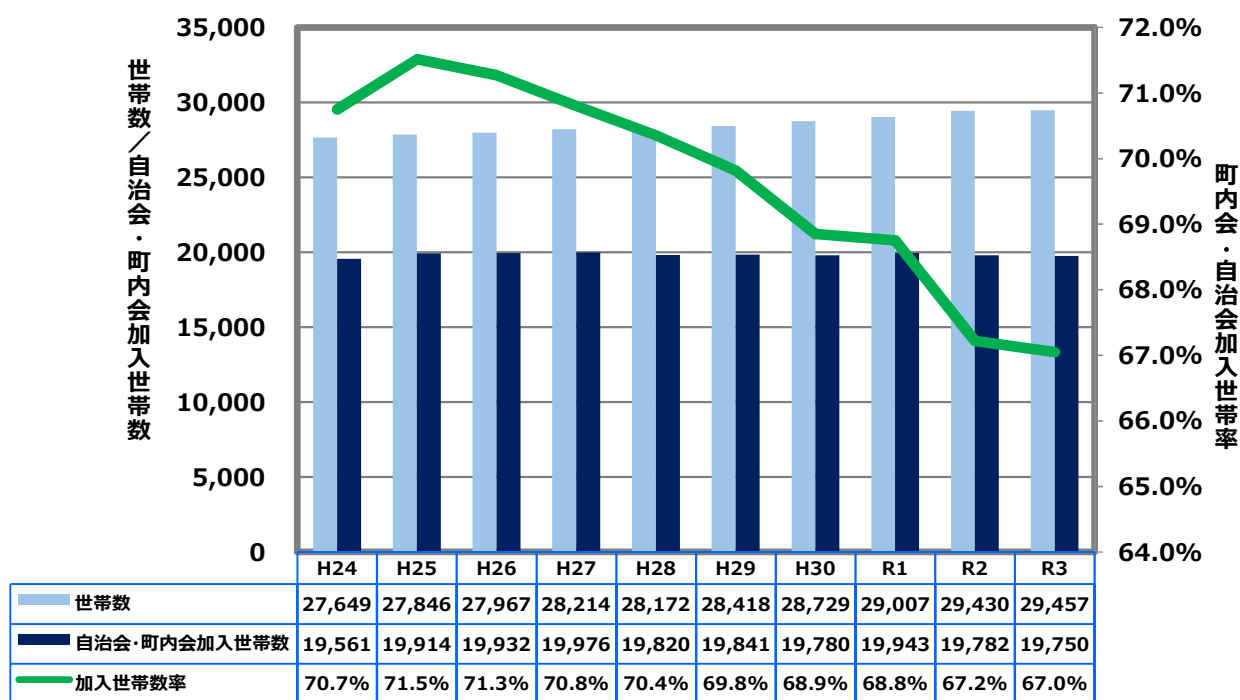


「町丁別年齢人口」(住民基本台帳による、各年6月末現在)

- 向丘地区では、世帯数が増加している一方、町内会・自治会加入世帯率は減少傾向にあります。向丘地区の町内会加入率を全市の町内会・自治会加入世帯率(令和3(2021)年時点で58.4%[市住民組織調査 集計結果より])と比較すると、向丘地区の加入率の方が高い状況です。

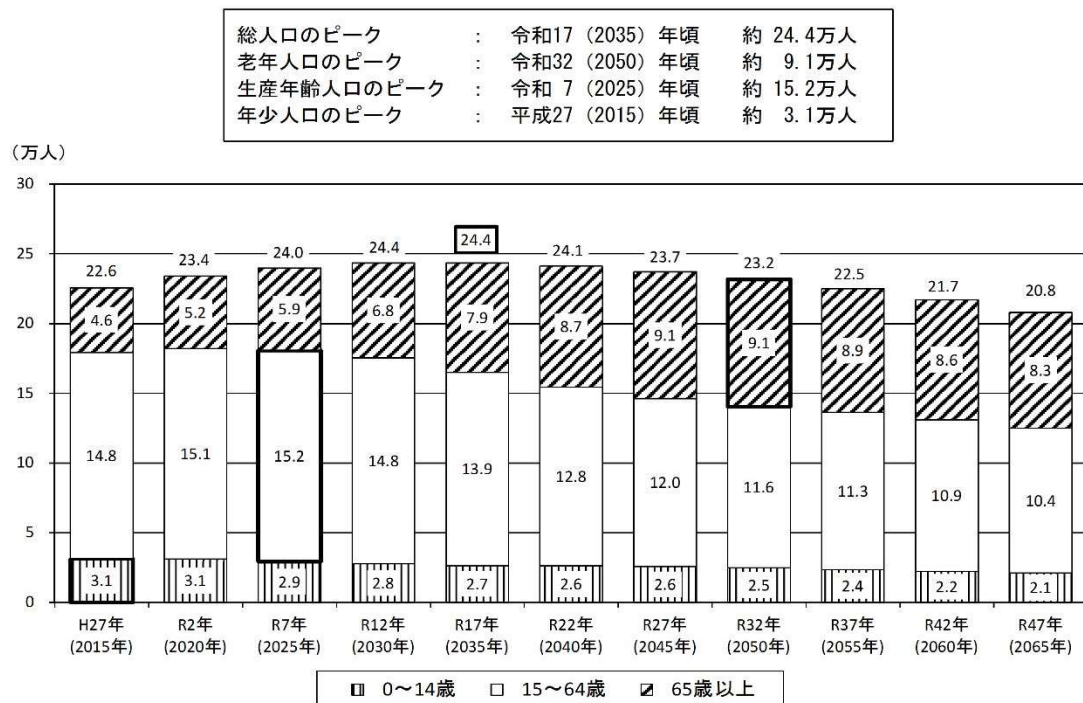
各年4月1日時点

向丘地区 世帯数・町内会・自治会加入世帯数の推移



＜宮前区将来人口推計結果＞

- 将来人口推計では、今後しばらく人口の増加傾向が続き、令和17(2035)年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は令和32(2050)年には9.1万人まで増加すると推計されています。また、令和12(2030)年から、高齢化率が市内7区で1番高い状況が続くことが見込まれています。



令和3(2021)年 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について

※将来人口推計は総合計画実施計画策定に向けて、全市・区レベルの推計を実施しています。

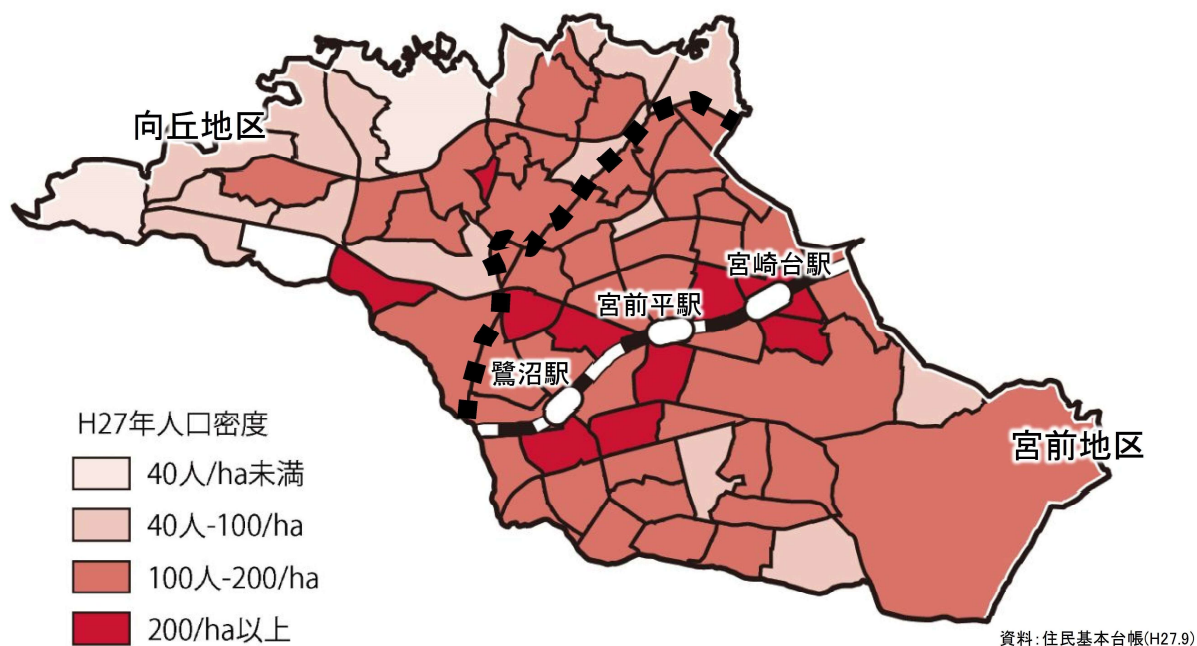
	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)	R37年 (2055年)	R42年 (2060年)	R47年 (2065年)
宮前区											
総数	225,600	234,000	239,800	243,500	243,500	241,300	237,100	231,700	225,000	217,100	208,000
男性	110,800	114,100	115,700	116,300	115,200	113,200	110,300	106,900	102,900	98,300	93,400
女性	114,800	119,900	124,100	127,200	128,300	128,100	126,800	124,800	122,100	118,800	114,600
0～14歳	31,300	31,300	29,400	27,700	26,500	26,300	25,800	24,900	23,700	22,300	21,100
(うち0～4歳)	10,300	10,400	9,200	9,100	9,200	9,000	8,600	8,300	7,800	7,200	6,900
15～64歳	148,200	150,800	151,500	147,700	138,500	128,100	120,400	115,600	112,600	108,700	104,000
65歳以上	46,100	51,900	58,900	68,100	78,500	86,900	90,900	91,300	88,700	86,000	82,900
(うち75歳以上)	20,400	27,000	35,700	40,500	43,800	48,900	55,700	61,500	63,600	62,400	58,200
割合											
0～14歳	13.9%	13.4%	12.3%	11.4%	10.9%	10.9%	10.9%	10.7%	10.5%	10.3%	10.1%
(うち0～4歳)	4.6%	4.4%	3.8%	3.7%	3.8%	3.7%	3.6%	3.6%	3.5%	3.3%	3.3%
15～64歳	65.7%	64.4%	63.2%	60.7%	56.9%	53.1%	50.8%	49.9%	50.0%	50.1%	50.0%
65歳以上	20.4%	22.2%	24.6%	28.0%	32.2%	36.0%	38.3%	39.4%	39.4%	39.6%	39.9%
(うち75歳以上)	9.0%	11.5%	14.9%	16.6%	18.0%	20.3%	23.5%	26.5%	28.3%	28.7%	28.0%
対2020年人口	—	0	5,800	9,500	9,500	7,300	3,100	-2,300	-9,000	-16,900	-26,000

	2020-2025	2025-2030	2030-2035	2035-2040	2040-2045	2045-2050	2050-2055	2055-2060	2060-2065
人口増減	5,800	3,600	100	-2,200	-4,200	-5,400	-6,700	-7,900	-9,100
(単年あたり)	1,200	700	0	-400	-800	-1,100	-1,300	-1,600	-1,800
自然増減	1,400	-1,100	-3,500	-6,200	-8,300	-9,700	-11,300	-13,100	-14,700
(単年あたり)	300	-200	-700	-1,200	-1,700	-1,900	-2,300	-2,600	-2,900
出生数	8,900	9,000	9,300	9,100	8,700	8,300	7,800	7,300	7,000
死亡数	7,600	10,100	12,800	15,300	17,000	18,100	19,200	20,300	21,600
社会増減	4,400	4,700	3,600	4,000	4,100	4,300	4,600	5,200	5,600
(単年あたり)	900	900	700	800	800	900	900	1,000	1,100

令和3(2021)年 川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について

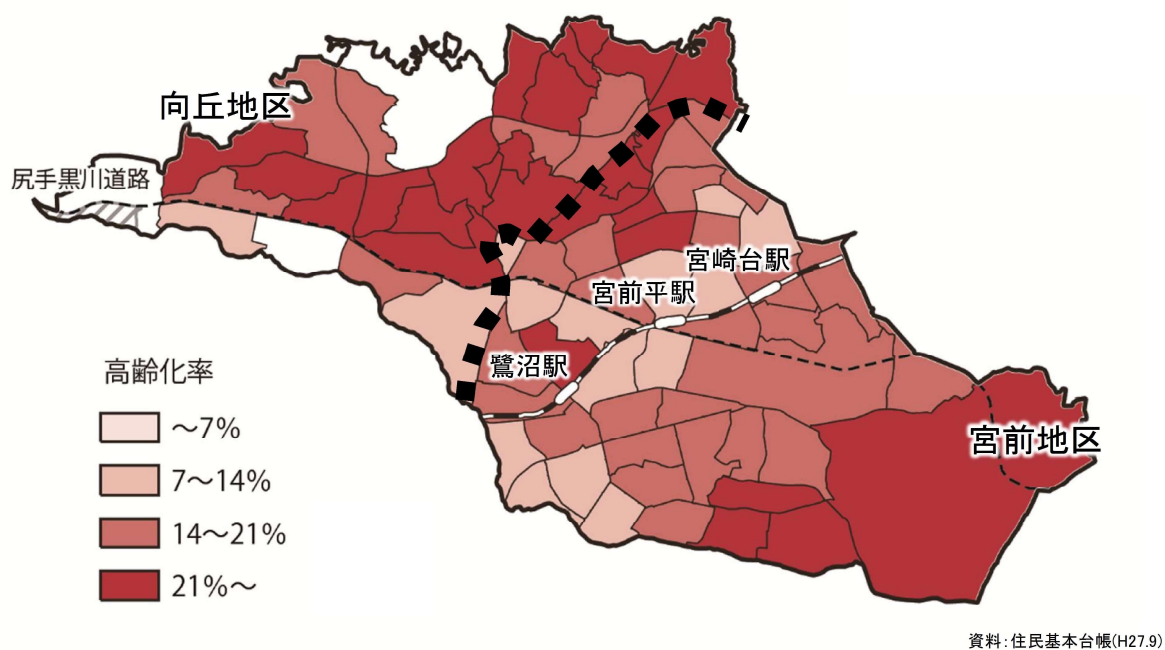
＜人口密度＞

- 人口密度を見ると、東急田園都市線沿線を中心に人口が分布していることがわかります。



＜地区別高齢化率＞

- 地区別高齢化率を見ると、東急田園都市線沿線から離れた地域で高齢化率が高い傾向にあります。



第3章 向丘出張所の概要

1 法令等における位置付け

(1) 区役所

地方自治法第 252 条の 20 では、政令で指定する人口 50 万以上の市である政令指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設けることと、区の事務所を置くこととされています。本市では区の事務所として、7 か所の区役所を設置しており、宮前区には宮前区役所を設置しています。

また、本市では、平成 16(2004)年に川崎市自治基本条例を制定し、市民自治のまちづくりを進めています。同条例第 19 条では、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置くことを定めています。

このように、本市の区・区役所は、地域における行政サービスの総合窓口としての拠点に加え、地域社会の課題を解決するため、市民の参加と協働の拠点としての機能も有しています。

なお、区役所内の組織である「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」は、社会福祉法第14条に基づき設置している川崎市宮前福祉事務所としての機能と、地域保健法第12条に基づき設置している川崎市保健所宮前支所(以下「保健所宮前支所」といいます。)の機能を有しています。

(2) 支所、出張所

地方自治法第 252 条の 20 では、政令指定都市においては、必要があると認めるときは区の事務所の出張所を置くものとされています。本市では、地方自治法上の区の事務所である区役所に加え、その出張所として、川崎区役所大師支所・田島支所※、幸区役所日吉出張所・高津区役所橘出張所・宮前区役所向丘出張所・多摩区役所生田出張所を設置しています。これらは、主に条例で定められた所管区域を対象に、区役所が取り扱う事務を部分的に所掌しています。

※ 大師支所、田島支所については、名称としては「支所」を使用していますが、地方自治法上では、区の事務所の出張所として解されます。

2 庁舎

以前の向丘出張所は、昭和22(1947)年から昭和53年(1978年)まで、高津区平712番地(現在の向丘小学校の信号機周辺)にありました。

現在の庁舎は、昭和53(1978)年に、高津区役所向丘出張所として建てられました。その後、昭和57(1982)年の高津区からの分区により、宮前区役所向丘出張所と名称が変わりました。

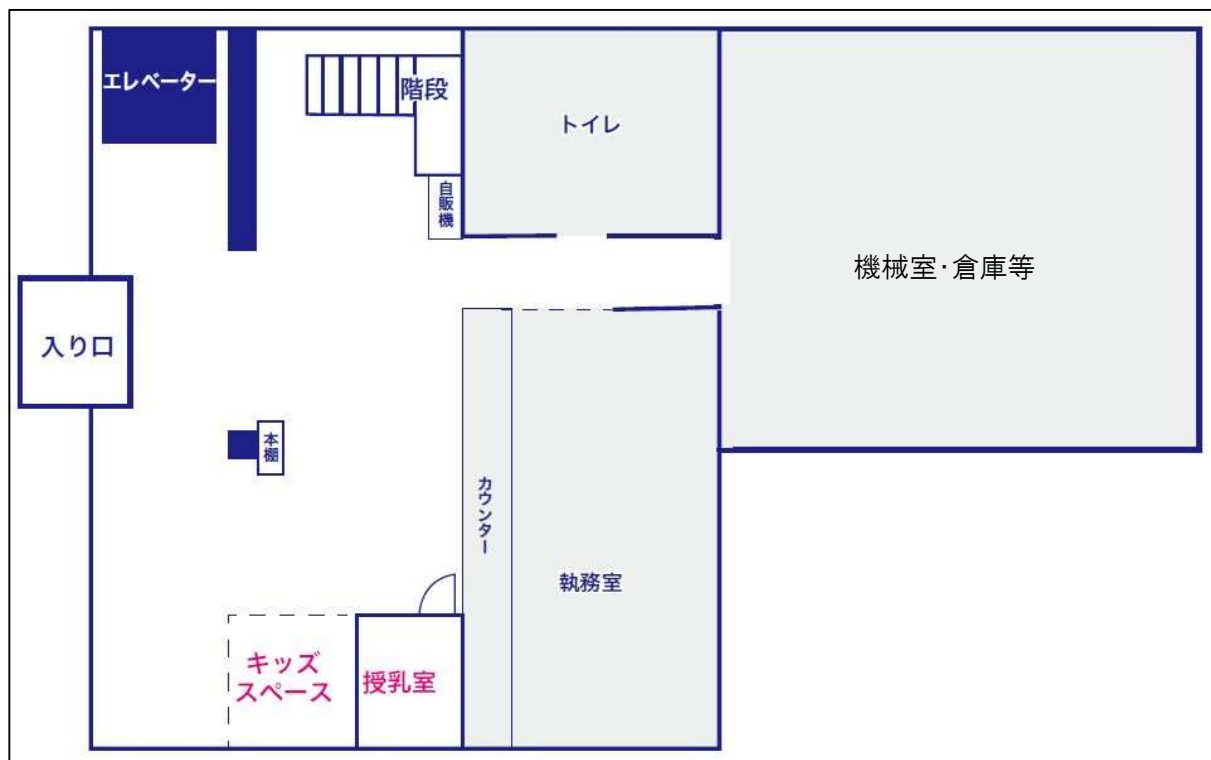
< 建物概要 >

	向丘出張所
位 置	宮前区平1丁目1番10号
地域地区	準住居地域／準防火地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
建築年月	昭和53(1978)年11月
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上2階建
敷地面積	1,323.01 m ²
延床面積	1,042.02 m ² (1階 477.8 m ² 、2階 525.4 m ² 、塔屋 22.2 m ² 、車庫 16.62 m ²)
駐車台数	来客用：7台
	公務用：1台

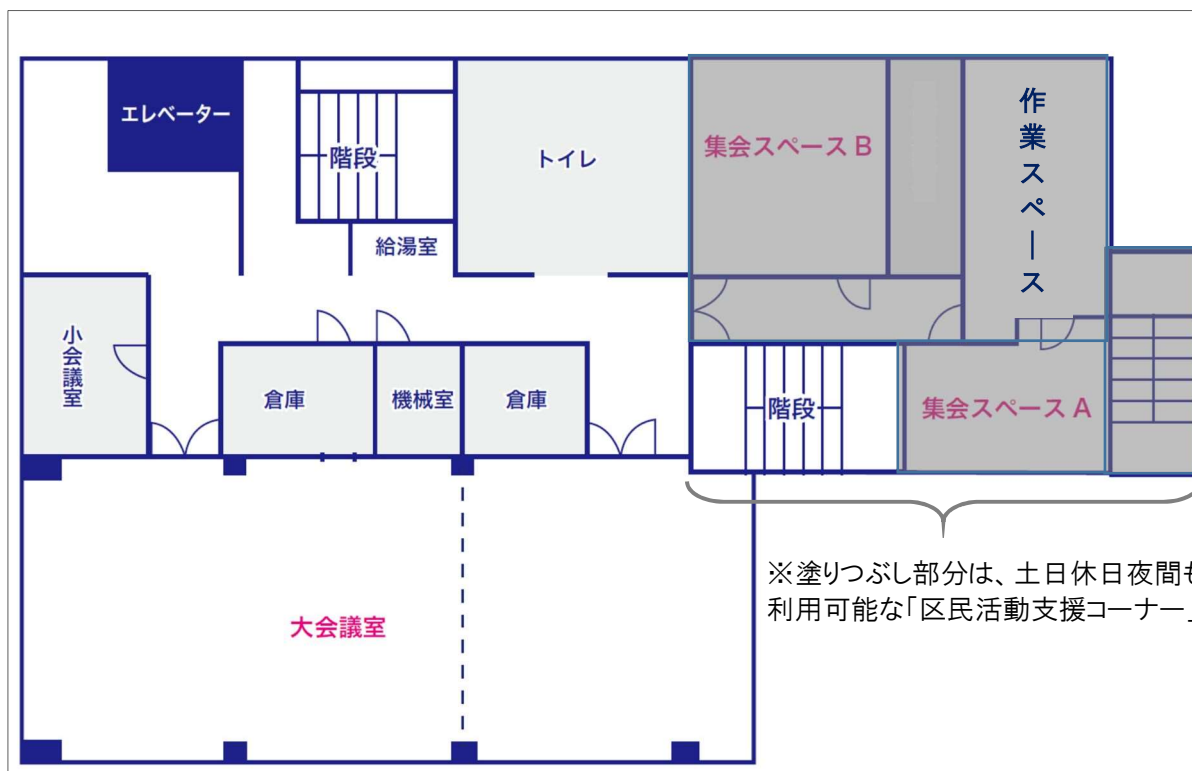
●諸室概要：

- 1階 | 窓口(証明書発行、地域振興)・執務室 76.5 m²、記載・待合スペース、授乳室、行政資料配架・閲覧スペース 184.11 m²、倉庫、職員用スペース
- 2階 | 大会議室 167.52 m² 小会議室 20.16 m²
区民活動支援コーナー(集会スペースA 22 m²、集会スペースB 31 m²、作業スペース 17 m²)
倉庫

<フロア図:1階>



<フロア図:2階>



＜出張所及び周辺の主な沿革等＞

年 月	向丘出張所関係	川崎市関係
明治5年 (1872年)		向丘小学校開校
明治22年 (1889年)	旧) 平村、菅生村、長尾村、上作延村、下作延村飛地が合併して向丘村が誕生	
明治31年4月 (1898年)		現在の場所に、向丘小学校が竣工 (当時は向丘村立高等向丘小学校)
大正13年7月 (1924年)		川崎町、御幸村、大師町の3町村が合併し、川崎市が誕生
昭和13年10月 (1938年)	向丘村を川崎市に編入	
昭和22年 (1947年)	高津区平に高津地区向丘支所の庁舎が竣工	
昭和27年5月 (1952年)		市立向丘診療所開所
昭和47年4月 (1972年)	高津区役所向丘出張所に名称変更	政令指定都市へ移行(川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の5区)
昭和53年11月 (1978年)	現在の場所に向丘出張所の庁舎が竣工	
昭和57年7月 (1982年)	宮前区役所向丘出張所に名称変更 (宮前区が高津区から分区して誕生)	高津区から宮前区が分区、多摩区から麻生区が分区
昭和63年 (1988年)		宮前市民館菅生分館開設
平成13年 (2001年)		川崎縦貫鉄道計画の事業許可取得※1
平成18年4月 (2006年)	区民活動支援コーナーを設置	
平成20年10月 (2008年)	住所地による窓口指定を廃止 (向丘出張所所管区域に住所地がある市民も区役所で戸籍や住所変更等の届出の受付を開始)	
平成21年3月 (2009年)		「機能再編実施方針」の策定
平成24年1月 (2012年)	出張所の届出業務を区役所に集約	
平成24年5月 (2012年)	エレベーターを設置、区民活動支援コーナー (集会スペースB) の供用開始	
平成30年 (2018年)		川崎縦貫鉄道計画の廃止※2 「実施方針改定版」の策定
平成31年1月 (2019年)		横浜市高速鉄道3号線延伸の事業化判断※3
平成31年3月 (2019年)		「鷺沼基本方針」の策定
令和2年1月 (2020年)		横浜市高速鉄道3号線延伸の概略ルート・駅位置の決定※4

※1 初期整備区間(新百合ヶ丘～宮前平～元住吉)について、国土交通大臣より鉄道事業許可を取得

※2 市総合都市交通計画の中間見直しにおいて、廃止を決定

※3 横浜市により事業化が判断され、横浜市と川崎市で相互連携・協力に関する覚書を締結

※4 川崎市側のルートについて、ヨネツティー王禅寺付近を通るルートを選定し、横浜市と川崎市で合意

3 取扱業務

(1) 主な取扱業務と利用状況

平成 23(2011)年までは、出張所の所管区域にお住まいの方や新たに転入した方については、住所変更の届出のみであれば出張所で手続を完結させることが可能でしたが、同時に福祉サービスを受けたという場合には、さらに区役所に出向いていただく必要があるなど、一部わかりにくい窓口体制となっていました。

そこで、平成 24(2012)年 1 月に住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約し、手続の種類によって区役所と出張所を使い分ける必要をなくすなど、限られた財源・資源を最大限に有効活用していく観点から、わかりやすく効率的・機能的な区役所窓口サービス提供体制を構築するとともに、同年、会議室や印刷・作業スペース等の区民活動支援コーナーを整備し、地域の課題を自ら解決していこうとする市民団体の方々が活動する環境を整えました。

① 現在の主な機能

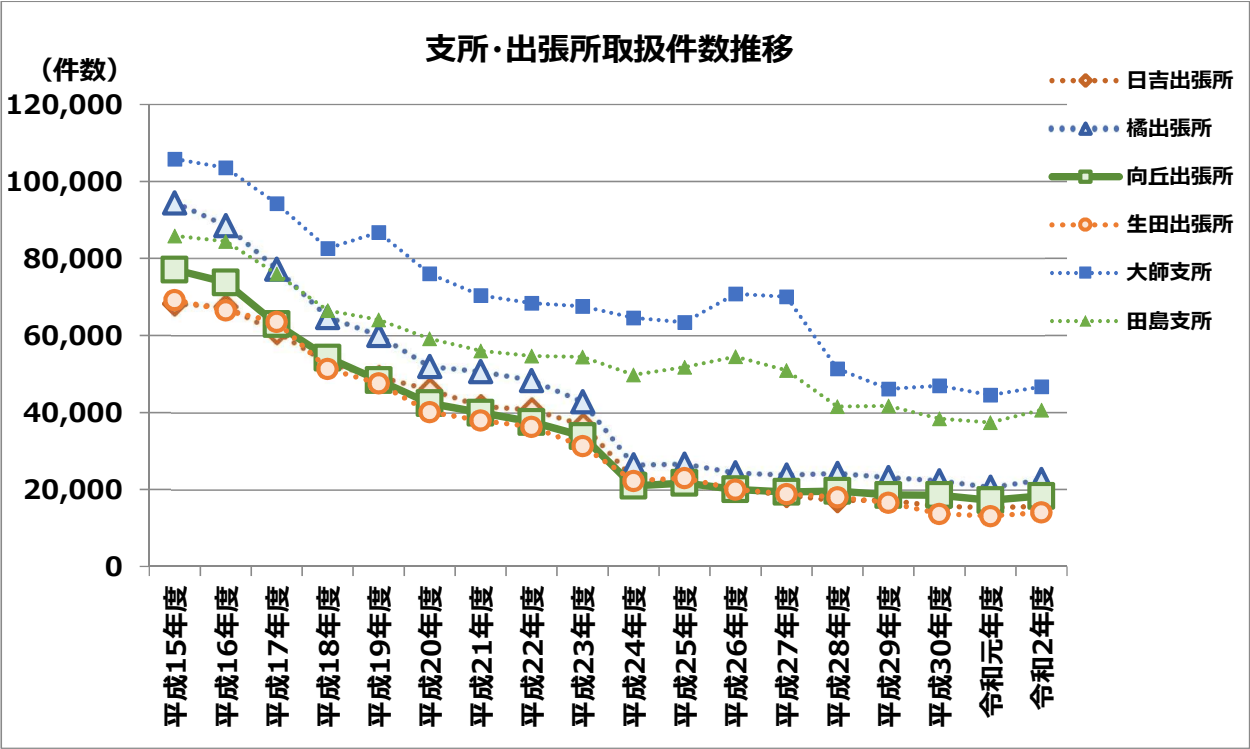
- ・ 証明書発行：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明 等
- ・ 地域振興：地域住民組織(向丘地区町連・向丘地区青少年指導員会等)の振興
- ・ 市民活動支援(区民活動)：会議室、打合せスペース、印刷・作業スペース、交流スペース
- ・ 市政情報の提供、市政案内／その他

なお、出張所を含めた川崎市全体の証明書発行体制のあり方について、川崎市総合計画 第3期実施計画期間中(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)に、証明書発行件数の変化やマイナンバーカードの交付数を踏まえ、改めて証明書発行体制等の検討を行うこととしています。

② 利用状況

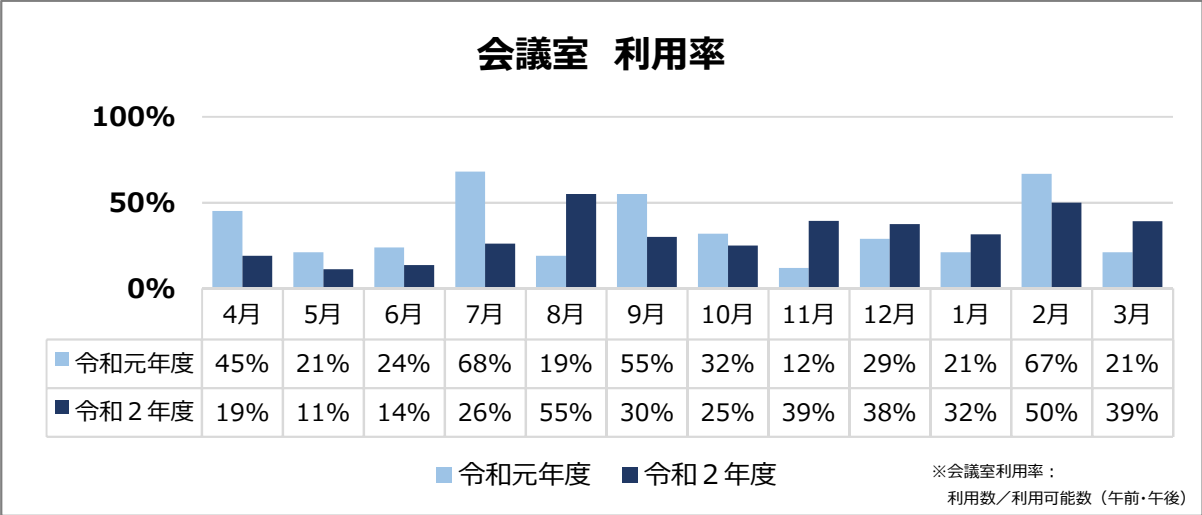
ア 証明書発行

- ・ 令和2(2020)年度の利用は、年間約1万8千件であり、1日平均は約 70 件となっています。
- ・ 支所・出張所の取扱件数は長期的には減少傾向にあり、特に、届出を区役所で行うこととなった平成 23(2011)年度から 24(2012)年度にかけて大きく減少しました。
- ・ マイナンバーカードの普及等を踏まえると、今後も減少傾向が続く見通しにあります。



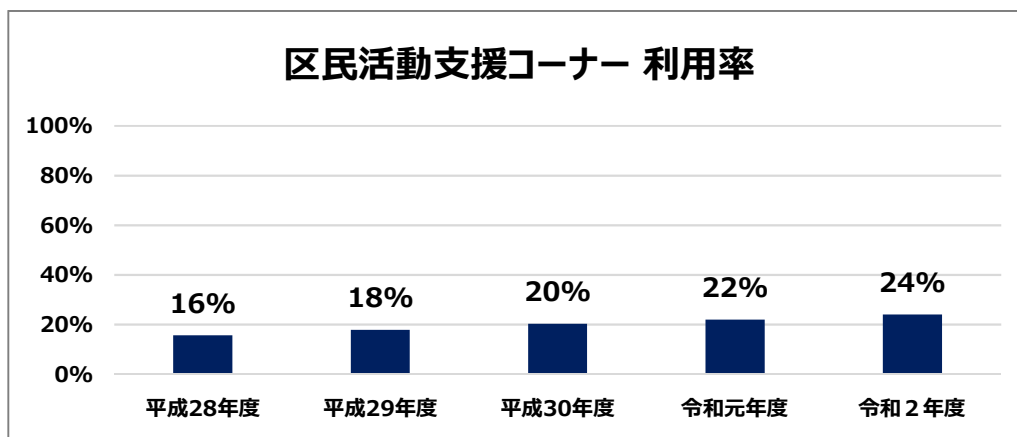
イ 会議室

- ・ 2 階の会議室は、庁舎内の会議室として一般の利用はできず、市の事業やそれに密接に関連するものに利用することとしています。
- ・ 現在、地域振興業務の一環として、自治会、各種協議会・団体等が、会議室を利用しています(区内で活動している団体・グループ・個人は、区民活動支援コーナーを利用)。
- ・ また、年1回(2月)、みぞのくち市税事務所が市県民税の申告受付に3日間使用しています。会議室は、最大定員 102 人(分割して使用する場合、会議室A:スクール形式(定員 78 人)、会議室B:ロの字形式(定員 24 人)となっています。
- ・ 会議室の年間平均の利用率は、令和2(2020)年度は 31%、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の令和元(2019)年度は 34%と、会議室活用の余地があります。
- ・ また、令和元(2019)年度は、4・7 月が期日前投票、2 月は向丘地区社会福祉協議会主催の福祉バザーの準備等で利用率が高くなっています。



ウ 区民活動支援コーナー

- ・ 地域における区民活動団体等の一層の活性化を図り、区民が自主的に行う非営利な社会貢献活動を支援するため、集会スペースA(約 22 m²)・B(約 32 m²)や、裁断機や紙折機を備えた作業スペースなどからなる区民活動支援コーナーを設置しています(利用団体等の自主運営)。
- ・ 集会スペースA・Bとも、ここ 5 年間の年間平均の稼働率は、20%前後で推移する一方、徐々に登録団体も増え、利用率も増加傾向にあります。また、時間ごとの 3 つの利用単位のうち、13 時～17 時は 30%を超えています。



※区民活動支援コーナー利用率:3単位の利用数の合計/利用可能数

～区民活動支援コーナーについて～

- ・ 区民活動支援コーナー利用要領に基づき、利用登録申請を向丘地区区民活動支援コーナー利用者会(向丘出張所地域振興担当)に提出し、登録審査後、受理された団体等が利用できます。
登録団体数: 36団体(令和3(2021)年9月1日時点)、登録申請料1,000円・年会費500円
- ・ 利用単位は、集会スペースA・Bとも9～13時、13～17時、17～21時の3単位
- ・ 外階段から直接出入りできるため、平日の17時15分以降や土日など出張所の閉庁時間帯の利用も可能です。

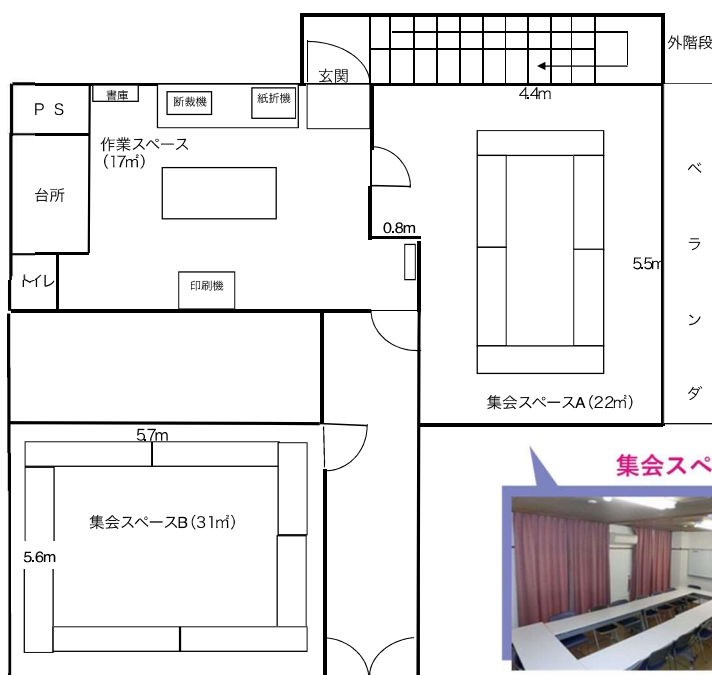
向丘地区区民活動支援コーナー平面図



作業スペース



集会スペースB



集会スペースA